

広島地方裁判所委員会（第2回）議事概要

第1 開催日時

平成16年3月5日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 大迫唯志，尾崎宏明，小野増平，坂本倫城，鈴木文三，中谷一彌，
中原律子，森邊成一，門橋政子，吉岡 浩，吉田幸久，（五十音順，
敬称略）

[事務担当者] 藤井総務課長，細木総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，△事務担当者）

1 開会宣言（総務課長）

2 広島地方裁判所の組織，事件の処理状況，本日のテーマに関する広島地方裁判所の取組状況等の説明（所長）

3 意見交換

次のテーマ全般について，意見交換を行った。

「国民から見て，利用しやすい裁判所になっているか。」

（1）裁判の速さについて（裁判は時間がかかると思いますか。）

（2）裁判の分かりやすさについて

（3）受付相談窓口の在り方について

（4）広報の在り方について

（5）裁判所を利用しやすく分かりやすくするための方策について

意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回の意見交換のテーマについて

（1）第2回のテーマのうち，ほとんど意見交換しなかった点

（ア）裁判の速さについて（裁判は時間がかかると思いますか。）

（イ）裁判の分かりやすさについて

（2）第2回のテーマについて，地裁委員会として市民の意見を聴くか否かー
聴く必要性，方法について

5 次回期日

未定

(別紙)

意見交換の要旨

■ 「国民から見て、利用しやすい裁判所になっているか。」というテーマについて意見交換をお願いしたい。(1)から(5)までの項目があるが、特に順序にとらわれず、裁判所について感じておられること、利用者から聞いたことなど、様々な観点から自由なご意見をいただきたい。

● 裁判所の組織としての制約もあろうが、事件を処理するだけでなく、裁判官、書記官、事務官が外に出て行ってはどうか。

地裁委員会が設置されたことは意義があり、この中で議論することもよいが、常に市民と接する窓口があるかどうか、広いかどうかによって大きな差となる。国民にとってなお敷居が高いという印象があるとすれば、裁判所が市民の中に出るようにすることにより、国民との距離も縮まるのではないか。

● 賛成である。市民の心を捉えることにより、市民の意識が裁判所に協力しようという方向に向けば、より身近になる。別の機関の委員会委員をやっているが、そこでは、モニター制度と言われる制度があり、ただ意見を聴くだけではなく、市民とのキャッチボールができる環境を作っている。裁判所の方からもっと市民に歩み寄っていけば、親しみが持てる状況になると思う。

次に(4)の広報の在り方についてであるが、配布していただいた資料を読む限り、広報が一方的であるように感じる。キャッチボールができる、コミュニケーションできる、一方的でない広報が必要であると思う。パブリックコメントという制度があるが、最初のころは、市民の意見が反映されず、そういう姿勢を見せるだけではないかと疑われる状況が長く続いた。最近は改善されているが、双方向のコミュニケーションができる広報を行ってほしい。

(5)の裁判所を利用しやすく分かりやすくするための方策について、かつて弁護士会主催の法廷傍聴に参加したが、専門用語だらけで理解が難しく、弁護士に説明を受けて初めて理解できる状況だった。もっと分かり易く理解できる言葉を使う必要があると感じる。

● 裁判所が市民のものになっているかと考えたとき、疑問を感じる。私自身、一つのステップとして、裁判を傍聴し、裁判官や書記官の仕事に接してみる

がよいと感じている。支部に未済事件が多いという説明があったが、態勢に問題があるとすれば、考えていくべきである。

- 管轄区域の人口に比して弁護士数が少ない支部がある。支部では、民事事件、刑事事件のほか、家裁の事件も担当する必要がある。単に均等に分担するのではなく、民事事件とか刑事事件をそれぞれ専門制にするといったような工夫はしているが、庁の規模からすれば受理後5年を超える事件が少し目立つように思う。
- 私たちが普通に生活していれば、裁判所はあまり関係がない、知らない世界だという気がする。裁判所として、この委員会で意見を聴きたいというニーズがどの辺りにあるのか、少し分かりにくい。
- 裁判所がもっと身近になり、より多くの人に利用してもらうことを望んでいる。そのために、裁判所内部だけで考えず、利用する側の様々な声を聴き、それを反映させる必要があると考えている。
- 外に出て行くべきとの意見があったが、こちらの方から出て行き、どんな裁判所になってほしいか聴くことによって、誤解が解けたり、利用方法についての理解が深まる、それが司法制度改革ではないかと思う。
- 役所へは用事がない限り行かない、つまり特定の人しか利用しない。どういう制度があるか知らない、知っていても敷居が高いとか、面倒だということが相当ある。来る人の声は聞けても、それが全てではない。こちらから出て行かないと分からない話もある。
- 裁判所をこういうように利用してもらいたいという広報の仕方は、まだまだあると思う。ニーズを具体的につかまえないといけない。企業でも市場調査というものを行って、それが行動につながる。裁判所側から、こういうふうにご利用して欲しいという広報の仕方があると思うが、実際にそういう態勢にあるのか。
- 事件数が増えて困るということはない。例えば、少額訴訟制度ができる際、利用についての不安があったが、原則として1日で審理するというのもあって、評判はよいと思うし、訴額の上限も30万円から60万円になる。裁判所としてはどんどん利用してもらいたい。時間、費用がかかるといった点をどう解決すべきか、裁判の適正さを保ちながらいかに迅速に処理できるか、

紛争を希望に添うように解決するにはどうすべきか、どのように再生の手助けができるか、考えなくてはならない。

- 委員に任命された後、広島地裁のホームページを見ようとしたが、検索エンジンを使って「広島地方裁判所」で検索すると、いきなり競売情報へ飛んでしまい、見たい所へ行き着かなかった。改良の必要があると思う。

オウム裁判について、市民の感覚からは、結審までが非常に長い。あれだけ大きな事件だから時間もかかるということもあろうが、なぜそんなに時間がかかるのか、分かるように説明するというような広報をすべきではないか。それだけでも市民の認識が変わると思う。

- 事件の長期化の原因等については、迅速化法の施行により、2年毎に様々な検証を行って公表することになっている。そして、それを基に施策を講じることになる。重大事件についてももっと早い審理を望むという声が多数であれば、制度改正で考えることになるろう。

△ 最高裁のホームページは平成9年に、下級裁のそれは平成13年に立ち上がったが、下級裁のホームページは最高裁のホームページの中に設置されている形になっているので、分かりにくいという面がある。使い易さを考えながらリンクの工夫をする等の努力は必要だと感じている。

- 裁判所が国民の意識に関心を持っているのなら、国民が感じている疑問点等について意識調査を行うなどして情報収集をすればよい。オウム裁判等がよい機会になるのではないか。
- 単にこの委員会で議論しても、14人の議論でしかない。公聴会を開催するとか、もっと広く外の意見を聴き、それを踏まえてまたここで議論するということが必要だと思う。
- 裁判員制度が実施されるが、ある日突然裁判員になって、オウム裁判のように何年もかかる裁判に関わることができるのか、市民は不安に感じている。訴訟の在り方も変わらざるを得ないと思う。

一般市民の意識として司法一般の敷居が高いということについて言えば、それは、法律問題で困ったとき、どこへ行ってよいか分からないということがあるからではないか。まず最初にアクセスできる法律問題の窓口があるのかどうか問題である。誰かが話を聴いて、例えば、あなたの場合は少額訴

訟が当てはまるから簡裁の窓口に行って相談してみるとよい、というところまで示してくれる所があるかないかが決定的な分かれ目であると思う。欧米などでは、リーガルサービスという形で、自治体などがそのような窓口を開いていたり、公共的な図書館、ホールなどにパンフレットを置いたりしている。そういうように裁判所、自治体、検察庁、弁護士会などが全体としてアドバイスできれば、敷居も低くなる。

- 裁判所の利用ということを考えたとき、一般の国民にとっては、どう利用したらよいのか、そもそも利用することがあるのか、何か事件が起こったときに裁く所ではないのか、というイメージがある。そういうレベルでこれまでの議論を聴いていると、お役所だな、と感じる。まず、裁判所で何かをしたいと思ったら、今なら、ホームページを見ることを思い着くが、それが出てこない、仕方がないから最高裁にもどる。そういうところが、知ってもらいたいという姿勢になっていない。たどり着いても、次にどこへ行けばいいのか、最初のページを見たときに疑問に答えてくれるものがない。数字やグラフは載っているが、素朴な疑問に答えてくれるようなコーナーがない。お役所が作ったものだという気がする。民間のものは違って、知りたいことが分かるようになっている。もっと分かりやすくすべきだ。私たちに何か問題が起こって相談に行こうと思ったら、まず弁護士のところへ行こうと思う。裁判所へ行って相談しようとは思わない。どこへ行けばいいのか、簡単に分かるようなリーフレット等はどこへ配布されているのか。例えば、税務署はバスセンターに備え置いたりしている。そういう手近にできる方法を探すべきではないか。簡単なところから着手すればよい。
- ホームページについては、Q&A方式が分かりやすいと思う。
- 地方自治体のホームページは充実している。地裁のホームページは、自治体がホームページに取り組み始めた走りのころのものだ。開かれた裁判所というからには、親しみやすい裁判所、使い勝手のよい裁判所にするということがあろうが、地裁委員会として何ができるかを考えると、これだけの人数で多岐にわたる問題を検討することには無理がある。この場で完結する形での意見交換はできるであろうが、委員会としてもっと前に出て行かなければならないと思う。

- みなさんに、市民の代表として意見を述べてもらうのがこの委員会である。
- 例えば、委員に高等学校教諭がいない。裁判員制度が始まると、それがどういう制度であるか、学校教育の中で教える機会が必要であると思うが、中学校あるいは高等学校の教員に司法についての理解がないということでは困る。そういう点について学校教員がどう考えているか、聞いてみたい。
- 高等学校でも、特に進学校では一般的な司法教育の機会は少ないと思う。それが現状ではないか。
- 教員の意見を聴くというのは賛成である。一般的な感覚としては、裁判所とは縁がない方が平和だということになるだろう。仮に法律問題で困ったとき、相談するなら弁護士であろうが、弁護士も敷居が高い。結局、何か事件があったとき、どこへ行くかということになったとき、今なら、人と接するより、まずインターネット、次にパンフレット回りか。
- 裁判所とは縁がない方が幸せだと感じるが、いざというとき、インターネットで調べようとしても分かりづらい。裁判所は遠い存在であると思う。
- 裁判所では、調停委員、司法委員、検察審査員といった裁判所に関わった市民からモニターとして意見を聴きこれを、フィードバックするというようなシステムがあるのか。
- 平成12年に調停委員との意見交換会を実施したことがある。
- 将来的には、裁判員をやった市民から感想をどう聴くかということも含めて、制度的として考えていくべきである。
- 裁判所からの働きかけとして、中学校、高等学校へ出かけて行って、制度説明をしたりしてはどうか。いわゆる非公式な形の方が生の声を聴きやすいと思う。
- 議論のテーマをもう少し具体的に絞らないと、一般論で終わってしまい、もったいない気がする。
- 広島地裁のホームページの内容、アクセスのし易さ等については、本日出された意見を参考にして検討したい。
次回に議論する具体的に絞ったテーマについて、意見を伺いたい。
- この委員会で、市民の声を聴く方策を考えたい。
- 今日は（3）ないし（5）が主で、（1）、（2）に関する意見が少ない。

実際に裁判を傍聴した上で（１），（２）を考えるのがよいのではないか。

- 第３回委員会においては，（１）裁判の速さについて（裁判は時間がかかると思いませんか。），（２）裁判の分かりやすさについて，（３）委員会がどのような形で市民の声を聴くことができるか，について意見交換を行うこととする。

また，委員の方に裁判傍聴をしてもらうため，予定されている裁判の事件一覧表を送付することとしたい。

（以上）